



山一管理センター株式会社
☎03-5851-7131
info@yama1.co.jp

遺言制度に関する改正点

(平成 31 年 1 月 13 日施行)

● 自筆証書遺言の方式の緩和

(改正前)

遺言者が自筆で作成する遺言を作成する場合は遺言の全文、日付および氏名、物件目録全てを自書し印を押さなければならずこの要件を満たさなければ自筆の遺言とはなりません。この場合、遺言者が高齢で自書するのに負担が大きい、もしくは身体に障害がある方には大変な負担となっていました。

(改正後)

自筆証書遺言にこれと一体の財産目録を添付する場合は、財産目録については自書を要しないとして、パソコン等で作成した財産目録を添付したり、不動産の登記事項証明書や預貯金通帳のコピー等を財産目録として添付する方法で、自筆証書遺言を作成することができるようになりました。

ただし、この場合 改正前の民法下よりも遺言書の偽造・変造が容易になるおそれがあるため、遺言者の意思を確認し、自筆で書かれていない財産目録のすべてのページ毎に遺言者が署名押印をしなければならないこととされました。

● 自筆証書遺言保管制度の創設

(創設前)

多くの自筆証書遺言は、遺言者の自宅で保管されていました。このため、遺言書が紛失したり、遺言者の死亡時に相続人が遺言書を見ることができなかったため相続人間で遺言書がないものとして遺産分割協議がおこなわれ、後に遺言書が発見され遺産分割協議が無効となり混乱が生じた事案もあり問題点が多いと指摘されていました。

(創設後)

平成三十年七月六日に法務局における遺言書の保管等に関する法律が成立し、法務局における自筆証書遺言の保管が可能となりました。遺言者は、自筆証書遺言の保管申請を、自身の住所地・本籍地・所有不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局の遺言書保管官に対して行います。

パートナーメール

不動産資産の管理・活用方法など経営総合情報を毎月お届けしております

PARTNER MAIL Vol.117
2019 年 8 月



資産活用のお不安を安心に！

<https://www.yama1.co.jp>